

平成27年雇4号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした雇用保険の被保険者になったことの確認請求却下処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、平成○年○月○日付けでA県B市所在のC会社D事務所（以下「事業所」という。）に採用され、E店に配属された。平成○年○月○日、事業所から請求人の雇用保険被保険者資格取得日（以下「資格取得日」という。）を同年○月○日とする雇用保険被保険者資格取得届が公共職業安定所（以下「安定所」という。）に提出され、安定所長は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を事業所に交付した。

（2）平成○年○月○日、請求人は事業所を離職し、同月○日、事業所から請求人の雇用保険被保険者資格喪失届及び離職証明が提出され、安定所長は、請求人に対し、雇用保険被保険者資格喪失確認通知並びに離職票－1及び2（以下「離職票」という。）を交付した。

（3）請求人は、平成○年○月○日、F公共職業安定所（以下「F安定所」という。）に出頭し、基本手当の受給資格決定を求めたが、被保険者期間が不足していたため、F公共職業安定所長（以下「F安定所長」という。）は受給資格決定できない旨説明した。

これに対し、請求人は離職理由について異議を唱え、離職理由に係る申立書を提出したため、F安定所長は、請求人に対して受給資格の仮決定を行うとともに、安定所長に対し、離職票の補正を依頼した。

(4) F 安定所長は、安定所長の回答が「補正不要」であったことから、平成○年○月○日、請求人の受給資格仮決定を取り消し、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。）第 13 条不該当処分を行った。これを受け、請求人は同月○日、F 安定所に出頭し、離職票に記載されている資格取得日は誤りであり、事業所に採用された日は平成○年○月○日であることから、被保険者となり得る就労実績があると申し立てたうえ、F 安定所長の教示に従い、安定所長に対し、請求人が上記の年月日に被保険者となったことの確認請求を行った。

(5) 平成○年○月○日、安定所長は、事業所から提出された「確認事項に関する回答書」をもとに検討した結果、請求人の場合は平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間は雇用保険被保険者資格取得要件を満たしておらず、事業所が申し出ていた資格取得日である平成○年○月○日に相違ないものと判断し、請求人に対する確認請求却下処分を行った。（以下「本件処分」という。）

(6) 平成○年○月○日、請求人は、本件処分を不服とし、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第 2 再審査請求の理由

(略)

第 3 原処分庁の意見

(略)

第 4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした雇用保険の被保険者になったことの確認請求却下処分が妥当であると認められるか否かにある。

第 5 審査資料

(略)

第 6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の資格取得日はあくまで平成○年○月○日であり、事業所提出の資格取得日は誤りであると主張している。

そこで検討すると、法第6条2号は、1週間の所定労働時間が20時間未満の者を適用除外しているため、請求人が事業所に雇用された平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間について、上記所定労働時間が20時間以上あったか否かが問題となる。

当該所定労働時間を計算するにあたっては、行政実務上、「1週間の所定労働時間は、それらの平均（加重平均）により算定された時間とし、また、所定労働時間が1か月の単位で定められている場合には、当該時間を12分の52で除して得た時間を1週間の所定労働時間とする」こととされており、当審査会も当該実務上の取扱いが妥当なものと判断する。

請求人の所定労働時間について、当審査会において再度確認するも、請求人の1週間あたりの労働時間は20時間に満たないものであり、法第6条2号の規定により、請求人の資格取得日は、平成○年○月○日と解さざるを得ないこととなる。

(2) ところで、請求人の不服申立の趣旨は、そもそも被保険者期間が足りないことにより、法第13条不該当として基本手当の受給資格を得られないことについて不服を申し立てているものと考えられる。このため、本件処分に先立ち、請求人はF安定所長に対し、離職理由に異議を申し立てていることから、念のため請求人が特定理由離職者又は特定受給資格者（以下「特定理由離職者等」という。）に当たるか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 基本手当は、法第13条第1項により、被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上であったときに支給することとされており、さらに、同条第2項により、解雇その他の理由により離職した者すなわち特定理由離職者等については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上であったときに支給することとされている。このため、本件において、仮に請求人が特定理由離職者等に当たる場合には、請求人の離職の日以前1年間の被保険者期間は6ヶ月であることから、法第13条に定める基本手当の受給資格を得ることとなると考えられる。

イ 請求人がF安定所長に対して提出した「離職理由に係る申立書」によれば、

請求人は離職理由について、要旨、異動に際し、事業所の指示と異なる部署を希望したところ、契約更新が出来ないと言われたものであり、会社都合による離職である、と述べている。

ウ 法第13条及び第23条によれば、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がない場合には、特定理由離職者等に該当するものと規定されている。これを請求人の離職についてみると、請求人の雇用契約は期間の定めのある契約ではあるものの、更新の有無について、予め特段の明示がされているものではなく、口頭による約束があったとの事実も確認できない。また、契約期間満了に際し、請求人の勤務態度や希望等を考慮し、契約更新に至らないことは通常考えられることであるため、請求人は特定理由離職者等には当たらないものと判断せざるを得ない。

(3) したがって、請求人は特定理由離職者等に該当するとは言えず、また、上記(1)において述べたとおり、平成〇年〇月〇日以前に被保険者資格は認められないため、請求人の被保険者期間は6ヶ月であり、いずれにしても法第13条の規定による基本手当の受給資格は得られないものである。

(4) なお、安定所長が行った本件処分に係る当審査会の判断は、上記(1)のとおりであるが、F安定所長が請求人に対して行った安定所長に対して確認請求を行うべきである旨の教示については、従前、請求人が離職理由について異議申立をしていたことや、その趣旨があくまで基本手当の受給資格を求めるものであることを踏まえれば、F安定所長において法第13条不該当処分に係る不服申立を教示し、その審査請求過程において、離職理由や請求人の在籍期間を検討すれば足りたものと考えられる。

したがって、本件処分に係る結論には影響しないものの、F安定所長及び審査官においては、例え結論が同じであると思料される場合においても、今後は、事案の趣旨、性質に応じて、不服申立の教示及び審理を行うべきであることを、ここに付言する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険の被保険者になったことの確認請求却下処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。